

難病患者等における補装具の取扱いについて

1 難病患者等に対する補装具費の支給

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者・児の対象に難病等（難治性疾患克服研究事業〔臨床調査研究分野〕の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ）（以下「難病患者等」という。）が加わり、補装具費の支給対象となる。

そのため、市町村は、身体障害者手帳の有無にかかわらず、従来、難病患者等日常生活用具給付事業により給付してきた「車椅子」、「電動車椅子」、「意思伝達装置」、「整形靴」を障害者総合支援法に基づく補装具として、必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要がある。

なお、上記4種目以外のその他の補装具についても、支給の申請が行われることが考えられる。

2 難病患者等に対する補装具費支給の判定等

(1) 補装具費支給の申請について

市町村は、難病患者等から補装具費支給申請書の提出とともに、障害者総合支援法の政令で定める疾病に該当するかを判断するため、医師の診断書等の提出を求めることとする。なお、特定疾患治療研究事業（56疾患）対象者は、特定疾患医療受給者証の写しで足りることとする。

(2) 補装具費支給の判定について

○ 難病患者等日常生活用具給付事業では、車椅子、電動車椅子、意思伝達装置、整形靴について、要件を満たした難病患者等に対して保健師又は市町村職員による訪問調査を経た上で、市町村長が真に必要と認めた者に給付しているという実態がある。

難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づき支給する補装具については、他の身体障害者と同様に身体障害者更生相談所の判定を経て市町村が決定又は医師作成の補装具費支給意見書により市町村が決定することによいか。

○ 既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子、電動車椅子、意思伝達装置、整形靴を給付された者から、再支給・修理の申請があった場合には、支給決定が認められないことがないように配慮するべきではないか。

【参考資料7】、【参考資料8】

(3) 難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目の取扱い

① 車椅子

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

- ・ 平成 22 年度の難病患者等日常生活用具給付事業の実績によると、車椅子を給付された難病患者等の疾患は、多系統萎縮症(シャイ・ドレーガー症候群)、多発性硬化症、重症筋無力症、ギラン・バレー症候群、慢性炎症脱髄性多発神経炎等で多岐に渡っている。
- ・ 各市町村は、難病患者等日常生活用具として車椅子を給付する際に、医師の診断書で疾患名の確認・状態の確認とともに、保健所の保健師における訪問調査を行った上で、必要性を判断している。

[補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと]

- ・ 難病患者等は、その症状が日内変動する者もいるため、歩行の可否のみで判断することなく、症状の変化に配慮し、症状がより重度である状態をもって判断する必要があるのではないか。

② 電動車椅子

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

- ・ 平成 22 年度の難病患者等日常生活用具給付事業の実績によると、電動車椅子の給付件数は 3 件と少ない。
- ・ 市町村は医師の診断書と保健師の訪問調査又は市職員による聞き取り調査で給付を行っている。

[補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと]

- ・ 電動車椅子については、申請者の来所により、身体障害者更生相談所において医学的判定を行った上で、支給の判定を行うこととなるが、留意すべきことはないか。

③ 重度障害者用意思伝達装置

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

- ・ 平成 22 年度の難病患者等日常生活用具給付事業の実績によると、意思伝達装置を給付された難病患者等の疾患は、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病、多系統萎縮症と神経・筋疾患のみである。
- ・ 各市町村は、難病患者等日常生活用具として意思伝達装置を給付する際に、医師の診断書で疾患名の確認・状態の確認とともに、保健所の保健師における訪問調査を行った上で、必要性を判断している。
- ・ 一部自治体では、身体障害者手帳所持者に対しても緊急的に必要との理由で、難病患者等日常生活用具給付事業において給付している事例もある。

[補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと]

- ・ 難病患者等日常生活用具給付事業において、意思伝達装置の対象者は、「言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者」となっているが、現行の補装具費支給事務取扱指針では、「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者」となっているため、言語機能の障害のみでは、重度障害者用意思伝達装置が支給できないこととなるため配慮が必要ではないか。
- ・ 筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給をするように配慮する必要があるのではないか。

④ 整形靴

[難病患者等日常生活用具給付事業の実態等]

- ・ 平成 23 年度から給付種目となったため、平成 22 年度の給付実績はない。

[補装具費として支給を行うに際して留意すべきこと]

- ・ 難病患者等日常生活用具給付事業の整形靴の性能は「難病患者等の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの」とされているが、現行の補装具費支給制度においては、「医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とすること」とされているが、難病患者等に特に配慮すべきことはないか。

(4) その他の補装具の取扱い

① 義肢

義肢を必要とする対象者は身体障害者手帳交付の対象となり得ることから、難病患者等という観点から、特に配慮する必要はないと考えられるが、特に留意することはないか。

② 装具

補装具で対象としている装具のうち、難病患者等日常生活用具給付事業では整形靴を給付種目としているが、他の装具についても今後、難病患者等から支給申請されることが考えられるが、支給の判定をする際に、留意すべきことはないか。

また、医療との関わりの観点から、治療に必要な装具（いわゆる治療用装具）との関係について、配慮すべき点はないか。

③ 座位保持装置

長時間座位をとることができない又は自力で座位を保持できないといった状態の難病患者に対し、今後、難病患者等から支給申請されることが考えられるが、支給の判定をする際に、留意すべきことはないか。

④ 盲人安全つえ

視覚障害者の移動に必要な用具であるため、難病患者等に対して必要と判断されれば、補装具費として支給する必要があると考えられるが、支給の判定の際に、留意すべきことはないか。

⑤ 義眼

事故又は疾病により眼球を摘出した者が対象となるが、難病患者等に対して必要と判断されれば、補装具費として支給する必要があると考えられる。補装具費の支給を判定する際に、特に配慮した取扱いをする必要はないか。

また、医療との関わりの観点から、治療に必要な装具（いわゆる治療用装具）との関係について、配慮すべきことはないか。

⑥ 眼鏡

眼鏡（矯正、遮光、弱視眼鏡及びコンタクトレンズ）については、一般的な矯正を目的とする眼鏡等は補装具の対象とはならないため、視覚障害の有無やその程度に着目して判断することが必要と考えるが、難病患者等に特に留意すべきことはないか。

⑦ 補聴器

補聴器については、補装具費の支給対象としている重度難聴用及び高度難聴用等を対象としていることから、これらの補聴器を必要とする程度の聴覚障害の有無に着目して判断することが必要と考えるが、難病患者等に特に留意すべきことはないか。

⑧ 座位保持椅子

体幹機能障害等により座る姿勢が保てない身体障害児に対し、補装具費として支給しているが、難病児について、特に留意すべきことはないか。

⑨ 起立保持具

体幹機能障害等で起立姿勢が保てない身体障害児に対し、補装具費として支給しているが、難病児について特に留意すべきことはないか。

⑩ 歩行器

歩行補助つえだけでは、重心が不安定となり立位や歩行が困難な者の歩行補助のために用いられるが、難病患者等に特に留意すべきことはないか。

⑪ 頭部保持具

身体障害児を対象としてて補装具費として支給しているが、難病児について特に留意すべきことはないか。

⑫ 排便補助具

身体障害児を対象として補装具費として支給しているが、難病児について特に留意すべきことはないか。

⑬ 歩行補助つえ

難病患者等に対しても必要に応じ補装具費を支給すべきと考えられる。その際、留意すべきことはないか。